

2024年3月5日

内閣総理大臣
岸田 文雄 殿
厚生労働大臣
武見 敬三 殿

働くもののいのちと健康を守る全国センター
理事長 埴田 和史
〒113-0034 東京都文京区湯島2-4-4
平和と労働センター6階

能登半島地震における被災者と支援者のいのちと健康を 守るための施策の実施を求める要請書

2024年の元日に発生した能登半島地震と津波から1カ月以上がすぎました。依然として多くの住民が避難生活を余儀なくされています。また、多くの集落が消滅する危機にも直面しています。その一方で、地域を守るために懸命に活動する住民の姿も報道されています。

繰り返し発生する自然災害からの復興は国民的課題です。国のあり方が根本から問われる今、私たちは「大量生産、大量消費、大量廃棄」、いわゆる「24時間型社会」を根本的に見直し、原発を廃止して再生可能エネルギー中心の社会へと転換をはかること、異常な長時間労働を是正するなど人間らしい労働と生活を保障する政策へと転換すべきと考えます。

特に、原発の危険性は明白です。住民の避難計画が機能しないことが示された志賀原発を直ちに廃炉とするよう求めます。

被災地では自治体職員をはじめとする多くの労働者に加え、全国から駆けつけた支援者やボランティアが懸命の復旧・復興作業に従事しています。しかし、復旧・復興を急ぐ余り、不眠不休で対応することになれば、当該労働者の健康をむしばむこととなります。ひいては、長期にわたってとりくまなければならない多くの課題に対応できる人材を失うこととなります。すでに公立病院などで働く看護師などが退職の意思を示しているなど、医療体制が崩壊する危機にさらされています。自治体においても、職員の負担が大きくなる一方であり、住民の生活に悪影響を及ぼしかねません。

復旧・復興作業の本格化に伴い、アスベストをはじめとする有害物質や有害作業に対する対策が十分に行われないことも懸念されます。被災者だけでなく、支援者やボランティアをはじめ、復旧・復興作業に従事する者の健康を守るための対策も欠かせません。

加えて、現場の労働者から「支援に行くも地獄、残るも地獄」との声が聞こえてきます。どの職場も、人員に余裕はありません。ただでさえ長時間過密労働がまん延しています。しかし、支援に従事する職員を送り出さないわけにはいきません。そのため、支援者を送り出した職場でも、人手不足による長時間過密労働が一層強まる危険性が指摘されています。

この間の相次ぐ自然災害やコロナ禍を経て明らかとなったのは、政府が進めてきた「小さな政府」では、自然災害や感染症などの危機に直面した国民のいのちが守られないことです。

また、避難所における生活環境の悪化も問題です。台風災害からの避難であれば数日の避難生活

ですが、地震や噴火、土砂災害など、復旧・復興に時間を要する災害では、避難生活は長期にわたります。特に、広範囲に被害が発生する地震災害の避難生活直位に及びますが、現在の避難計画は長期にわたることが考慮されているとは思えません。避難所では、プライバシーの保護さへされていません。災害に対する避難所のあり方を抜本的に見直すべきです。

政府は、地方都市のあり方として、コンパクトシティ政策を進めています。しかし、人口集中がもたらす弊害や自然災害による被災が何ら考慮されていないと指摘せざるを得ません。

東日本大震災など相次ぐ自然災害やコロナ禍で得た教訓をふまえ、直ちに政策を転換し、公務員の人員削減を取りやめ、公務・公共サービスを拡充することが必要です。また財政支出においては、アメリカ言いなりの軍拡予算ではなく、医療・介護・福祉・教育など社会生活に欠かせない分野への予算拡充を図るべきです。

以上を申し上げた上で、能登半島地震における被災者及び支援者などのいのちと健康を守るため、下記事項の迅速な対策の実現を要請します。

記

I 過重労働対策、健康と安全衛生管理

1、過重労働対策

- ① 復旧作業現場に従事する労働者が長時間労働とならないよう作業時間管理を徹底すること。
- ② 労働基準法第33条3項にもとづく時間外労働及び休日労働は、災害直後など短期間に限ることとし、当該法の適用が長期にわたらないようにすること。
- ③ 被災した患者、障害者、要介護者などのケアを万全に行える体制を確立するため、被災地の医療・福祉施設などで働く労働者の負担軽減を図ること。そのためにも、当該専門知識を有する労働者を現地に応援派遣することによって体制を確立させること。
- ④ 被災者に対する支援策を早期に実施できるようにするため、自治体労働者の時間外労働を解消し、休日の確保を図るなど当該労働者のいのちと健康を守り、生活再建できる時間が確保されるような環境をつくること。
- ⑤ 子どもたちの学ぶ権利を保障するため、学校の環境を整備するとともに、教職員が教育に専念できるような労働条件を確保すること。
- ⑥ 被災地での被災者支援、復旧・復興作業にかかわる人々の過労対策を行なうこと。とりわけ十分な睡眠をとることの啓蒙・徹底を図ること。

2、健康と安全衛生管理

- ① 復旧・復興作業に従事する労働者及び支援者などの健康管理を万全に行うこと。
- ② 感染症による感染・クラスターの発生などを防止するため、避難者の生活スペースを十分に確保するとともに、手洗いの励行などを図ること。同時に、感染防止に必要な衛生用品や生理用品などを十分に確保・常備すること。クラスター発生時には、感染の拡大防止、感染者の治療に適切な対応が取れるよう、必要な支援を行うこと。
- ③ 断水状態の地域について早期の復旧をめざし、全国からの支援体制を強化すること。
- ④ 避難所生活から早期に離脱できるよう仮設住宅などの建設を急ぐとともに、長期にわたり生活できる住環境の整備に向けた対策を強化すること。
- ⑤ アスベスト、特定化学物質等を取り扱った可能性のある被災住民、支援者・ボランティア、

復旧作業労働者に対する、健康管理体制の確立を図ること。

- ⑥ 有害物質による健康障害に対する相談窓口を設置すること。
- ⑦ 腰痛や頸肩腕障害など筋骨格系障害予防のための作業パンフレットを作成・利用するなどして、予防指導を行うこと。
- ⑧ EU基準を満たす振動工具の使用を徹底させること。さらに作業時間制限を適切に行なわせるほか、防振手袋の着用の徹底を図ること。

II メンタルヘルス・ハラスメント対策

1、被災者に対するメンタルヘルス・ハラスメント対策

- ① 全国から派遣されている「こころのケアチーム」の活用を図るとともに、避難所や市町村役場・ハローワーク等に臨床心理士等を配置すること。
- ② 子ども、高齢者、障がい者に対する対策を強化すること。
- ③ セクシャル・ハラスメントをはじめあらゆるハラスメントが発生しないよう対策を強化すること

2、被災地労働者に対するメンタルヘルス・ハラスメント対策

- ① 消防・警察・自衛隊、医療・救急など被災者の生死に直接対応する人々に対するカウンセリングなどメンタルヘルス対策を早急に強化すること。また、活動終了後のメンタルヘルス対策を図ること。
- ② 自らが被災者である国・自治体・教員など公務（公共）労働者に対するメンタルヘルス対策を図ること。
- ③ セクシャル・ハラスメントをはじめあらゆるハラスメントが発生しないよう対策を強化すること

3、支援者・ボランティアに対するメンタルヘルス・ハラスメント対策

- ① 被災地でのメンタルヘルス対策の充実を図ること。
- ② 被災地でのメンタルヘルス相談窓口の設置やリーフレットの作成とボランティアセンター等で配布すること。
- ③ 支援後のメンタルヘルス対策を充実させ、相談窓口を開設すること。
- ④ セクシャル・ハラスメントをはじめあらゆるハラスメントが発生しないよう対策を強化すること

III アスベストを含む有害物質対策

1、有害物質のハザード・マップ作成と環境測定

- ① 「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（第3版）」（2023年4月）の徹底を図ること。
- ② 吹付けアスベスト使用建築物、PCBなどの有害物質を使用・保管していた施設を特定し、ハザード・マップを作成すること。その際、労働安全衛生法、石綿障害予防規則に定める石綿含有率1%を超える施設、特定化学物質等の保管届出事業所リスト等を活用すること。有害物質

の保存容器の形態等の情報を周知すること。

- ③ 有害物質が存在する可能性がある場所の表示をわかりやすく適切に行なうこと。
- ④ 粉じん、微生物対策（感染症）を強化すること。

2、保護具の支給と適切な使用

- ① 呼吸器保護具 瓦礫等の回収、建築物等の解体等の工事関係者にたいしてアスベスト対応の防塵マスク（DS2以上）または電動ファン付き呼吸器保護具使用の徹底を図り、適切な着用指導を行うこと。

また地域住民、ボランティアに対してもアスベスト対応の防塵マスク等の配布を行い、着用指導を行なうこと。

- ② 皮膚保護具 劇物・毒物など有害化学物質が飛散している可能性があることから、適切な皮膚保護具等の着用と手洗いの徹底を行うこと。また安全靴等の着用の徹底を図ること。

こうした保護具の使用状況の把握と徹底を行うこと。

3、安全衛生教育の徹底

- ① アスベストをはじめとする有害物質の危険性及び健康影響について、復旧作業員、被災者、ボランティアに周知徹底を図ること。
- ② 災害復旧時に対応した、わかりやすい「被災地のための有害作業ガイドブック」の作成と配布を行うこと。

以上